

○中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱

令和6年9月20日告示第104号

中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体や町民活動団体（以下「団体」という。）などが主体となり、町と協働し地域課題の解決や地域としての新しい魅力を共に創る事業（以下「共創事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる共創事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内で実施する事業で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業であり、継続的に取り組む必要がある事業
- (2) 町の総合計画、総合戦略及び各計画に掲載した取組（ビジョン）の実現を図る事業
- (3) 町が実施している他の制度による補助金及び助成金など補助を受けていない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 施設等の建築又は整備を主たる目的とするもの
- (5) 学術的な研究のみを目的とするもの
- (6) 町の既存事業で十分に対応できているもの
- (7) 既存事業の経費に充てるもの
- (8) その他町長が適当でないと認めたもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、町内に事務所又は活動拠点を有する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 行政区、地域運営組織等の地縁を基礎とする地域団体
 - (2) 公益的な活動を行う町民活動団体
 - (3) 特定非営利活動法人
 - (4) その他町長が認めた団体
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業を遂行するために必要な経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 団体の管理、運営に要する経常的な経費
 - (2) 団体の構成員に対する経費
 - (3) パソコン、カメラ等の他事業においても使用可能な汎用性の高い備品の購入費
 - (4) その他町長が適当でないと認めた経費
- (補助金の交付金額)

第5条 補助金の交付金額は、交付対象経費の10分の10以内とし、事業収入を控除した上で補助金の交付金額を決定する。1事業1年度あたり、補助金額の合計は、100万円を上限とする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。

2 補助金の対象となる期間は、補助対象事業ごとに連続して3年を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、中之条町共創のまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 町長は、補助対象事業の公正かつ適正な選定のため、中之条町共創のまちづくり補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を組織し、補助金交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について審査する。

2 町長は、審査会の意見を踏まえ補助金交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について決定する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる職員を充てる。

- (1) 副町長

(2) 地域共創課長

(3) 対象となる事業に関連する事務事業を所管する所属長及び町長が指名する職員
(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副町長、副委員長には地域共創課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決内容は、補助対象事業の選定に関する事項として、町長へ報告する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提供を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、地域共創課において処理する。

(補助金の交付の決定及び通知)

第12条 町長は、補助金の対象となる事業を決定したときは、中之条町共創のまちづくり補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。補助事業に該当しない場合は、中之条町共創のまちづくり補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(計画変更)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに町長へ中之条町共創のまちづくり補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第14条 町長は、前条の規定により当該補助金等の変更を承認したときは、中之条町共創のまちづくり補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して

30日、又は当該事業年度の末日のいずれか早い期日までに、中之条町共創のまちづくり補助金事業実績報告書（様式第6号）に領収書の写し及び事業記録写真を添えて、町長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第16条 町長は補助金の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中之条町共創のまちづくり補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知を行い、その額を交付するものとする。

2 町長は補助事業者が補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、補助金の全額又は一部を概算払により交付することができる。

（補助金の返還等）

第17条 この補助金の交付決定又は交付を受けた団体が、この要綱に違反又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、交付決定の取消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

中之条町共創のまちづくり補助金交付申請書

中之条町長 様

団体名

代表者職・氏名

所在地

中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助年度	年度 (年目)
補助対象事業の名称	
補助金交付申請額	円
添付書類	① 事業計画書 ② 予算書 ③ 団体概要・名簿 ④ 誓約書 ⑤ その他参考書類

概算払いの有無 (該当する方に○)	有 ・ 無
※以下は概算払いを申請する場合に記入	
概算払い申請金額	円
概算払いが必要な理由	

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

印

中之条町共創のまちづくり補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中之条町共創のまちづくり補助金の交付について、中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により審査を行ったところ、次のとおり決定したので、要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 金 円

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

印

中之条町共創のまちづくり補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中之条町共創のまちづくり補助金の交付について、中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により審査を行ったところ、下記の理由により不交付と決定したので、要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 不交付決定理由

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

中之条町共創のまちづくり補助金事業変更承認申請書

中之条町長 様

団体名

代表者職・氏名

所在地

中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

補助年度	年度（ 年目）
補助対象事業の名称	
補助金の交付決定額	円
補助金の変更交付申請額	（ 増減 ・ 減額 ） 円
変更後の補助金交付申請額	円
添付書類	① 変更事業計画書 ② 変更予算書 ③ その他参考書類

様式第5号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

印

中之条町共創のまちづくり補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった中之条町共創のまちづくり補助金の交付について、中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 金 円

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

中之条町共創のまちづくり補助金事業実績報告書

中之条町長 様

団体名

代表者職・氏名

所在地

下記のとおり、事業を完了したので、中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱第15条の規定により、報告します。

記

補助年度	年度（ 年目）
補助対象事業の名称	
完了年月日	
添付書類	① 事業報告書 ② 決算書 ③ 経費の支出状況を証明する書類（領収書の写し等） ④ 写真等事業実施状況を証明する書類 ⑤ その他参考書類

様式第7号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

中之条町長

印

中之条町共創のまちづくり補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中之条町共創のまちづくり補助金の交付
について、中之条町共創のまちづくり補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり確
定したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 確定額 金 円